

平成 30 年度

## 監査結果に基づく措置

### 監査結果に基づく措置について

監査結果に基づく措置が次のとおり講じられましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により公表します。

浜松市監査委員

# 目 次

## 監査結果に基づく措置

天 竜 区 役 所  ま ち づ くり 推 進 課 . . . . .	1
-------------------------------------	---

## 監査結果に基づく措置

### 天竜区役所

#### <財政援助団体等に対する監査(公の施設の指定管理者)>

#### まちづくり推進課

- ・ 公の施設の指定管理者：株式会社杉の里・有限会社天龍遊船共同事業体
- ・ 施設名：浜松市天竜ボート場

#### 【指 摘 事 項】(指摘年月日：平成 30 年 9 月 13 日)

平成 29 年度、天竜ボート場において、浜松市天竜ボート場条例第 4 条に定める日以外に休場とした日があったが、臨時に休業する場合に必要な市長の承認を得ていない。休場の取扱いについては、条例に基づき、適正な事務処理を行われたい。

#### 【措 置】(報告年月日：平成 30 年 9 月 20 日)

臨時に休場する場合の手続について、5 月 23 日に指定管理者に対し必要となる申請様式等を確認し、市長への承諾を得ることを徹底するよう指導しました。

また、施設の開場、休場を確認するため、平成 30 年 6 月分より指定管理者へ開場計画表と開場実績表の提出を求め、所管課においてその確認を実施しています。

なお、休場日以外に休場する場合の市民への告知については、5 月 23 日より施設やホームページにて実施することとしました。

今後は、条例や規則、基本協定書に基づき適正な処理を行うよう指導してまいります。